

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、第1次計画策定時から「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を計画の基本理念とし、男女共同参画社会の実現に向け、施策を展開してきました。

これまでの取組を経て、男女平等に関する意識などについては改善がみられていますが、依然として実際に家事を担っているのは多くは女性であり、「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識が特に男性には根強く残っています。

第4次計画においても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、女性も男性も固定的な概念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を引き続き基本理念とします。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定し、計画を体系的に推進します。

【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが必要です。性別を意識した物の見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身につくものです。

家庭や学校教育、生涯教育などを通じて、生活や慣習、意識の中から、性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識の解消、個人の尊重と男女平等の意識づくりを図ります。

【基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進】

人口減少社会を迎え、老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、我が国の社会構造が大きく変化している中、家庭生活や地域社会、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、男女がそれぞれの能力を發揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性活躍の推進は、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながると考えられます。

このため、市政や雇用の場、家庭や地域などで男女共同参画の必要性を実感できる取組や、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

【基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現】

近年、集中豪雨や地震などの自然災害が増えており、市民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、避難所などで男女の異なるニーズや状況への配慮が十分ではないことが指摘されていることを踏まえ、女性の視点に立った避難所運営、防災組織への女性参画促進に向けて取り組みます。

また、DVをはじめとする暴力は、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。暴力を未然に防止するとともに、早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。

市民意識調査では、LGBTという言葉が「理解している」人は6割弱で、現在の日本がLGBTなどの性的マイノリティの人にとって「暮らしやすい社会」と回答したのは2割未満という結果でした。性的マイノリティの人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し尊重する取組が、今後ますます重要となります。

3 計画の重点施策

第4次計画では、次の視点を重点的に取り組む施策に位置づけて推進していきます。

《1 子どもの男女共同参画の理解促進》

地域社会全体で男女共同参画社会を推進していくためには、次世代を担う子どもたちの意識づくりが必要不可欠です。子どもたちがその個性と能力を発揮して、健やかに成長できるように、幼少期から男女共同参画の理解を深めるための啓発に取り組みます。

なお、子どもに関する施策事業を展開するにあたっては、子どもの権利条約の基本的な考え方である「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱を念頭に取組を推進します。

《2 ワーク・ライフ・バランスの推進》

女性の社会参画を推進する上で、男女がともに仕事と生活を両立させることが重要です。男女がともに家庭の一員として責任を担いながら、仕事と生活を両立させることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。

また、子育て、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるように、子育て支援・介護支援などのさらなる充実に取り組みます。

《3 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶》

暴力はその対象の性別や被害者・加害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有するための取組を推進し、特に若年層への啓発は有効であるため、学生に対する教育・学習の充実を図ります。

また、関係機関等との連携を強化し、暴力の早期発見に努めるとともに、被害者に対する適切な支援につなげる取組を実施します。

4 計画の体系

第4次計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次のとおり体系を定め施策事業を展開します。

基本理念「男女平等の確立」「自立社会の形成」

○基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

- ◇施策1：固定的な性別役割分担意識の解消
 - (1) 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
 - (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
 - (3) 市役所における意識づくり
- ◇施策2：子どもの男女共同参画の理解促進《重点》
 - (1) 子どもへの男女平等の意識づくり
 - (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

○基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

- ◇施策1：政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ◇施策2：働く場における男女共同参画を推進するための環境づくり
 - (1) 企業における男女平等の環境づくり
 - (2) 農林水産業における男女共同参画の推進
 - (3) 性別によらない多様な職業選択の推進
 - (4) 就業に関する情報の提供
- ◇施策3：ワーク・ライフ・バランスの推進《重点》
 - (1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供
 - (2) 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

○基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

- ◇施策1：男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶《重点》
 - (1) 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供
 - (2) 被害者に対する支援体制の充実
 - (3) 連携・協働による相談体制の充実
- ◇施策2：地域防災における男女共同参画の推進
 - (1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- ◇施策3：多様性を尊重する環境づくり
 - (1) 性的指向・性自認等に関する人権教育・意識啓発